

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
 - 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
- 訓 令
 - 宿日直手当に関する規程の一部を改正する訓令
 - 福島県人事委員会
 - 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 - 人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の定年等に関する規則
 - 福島県市町村立学校職員の定年等に関する規則
 - 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の給与に関する条例附則第十七項等に規定による給料に関する規則
 - 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第十二項等の規定による給料に関する規則

一 八 四 四 五 六 六 六 六 三 三 三 六 元 元 三 三 三 三 七 四

規 則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則及び福島県職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第五十二号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第3条関係）

技能労務職給料表

技能労務職員の区分	職務の等級	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
再任用技能労務職員以外の技能労務職員	1	139,400	191,700	213,300	260,000	287,500
	2	140,300	193,100	214,600	261,200	289,500
	3	141,300	194,500	216,000	262,200	291,100
	4	142,200	195,700	217,200	263,400	292,800
	5	143,200	196,800	218,600	264,300	294,600
	6	144,300	198,300	220,000	265,300	296,100
	7	145,300	199,700	221,400	266,400	297,300
	8	146,300	201,100	222,900	267,400	298,800
	9	147,100	202,500	224,200	268,300	300,300
	10	148,200	203,500	225,800	269,000	302,200
	11	149,200	204,800	227,500	269,900	303,900
	12	150,300	205,900	228,900	270,800	305,800
	13	151,100	207,100	230,100	271,900	307,200
	14	152,100	208,200	231,700	272,900	308,900
	15	153,300	209,300	233,200	273,800	310,600
	16	154,300	210,500	234,500	274,700	312,100
	17	155,400	211,400	235,300	275,700	313,700
	18	156,900	212,500	236,100	276,800	315,300
	19	158,100	213,500	237,000	277,800	316,900
	20	159,300	214,600	238,000	278,600	318,700

21	160,400	215,500	238,600	279,500	319,700	60	213,200	251,700	280,500	312,700	361,800
22	161,700	216,600	240,100	280,500	321,100	61	214,400	252,500	281,500	313,300	362,500
23	162,900	217,700	241,500	281,500	322,600	62	215,300	253,300	282,600	314,100	363,200
24	164,100	218,700	242,500	282,300	324,100	63	216,200	254,300	283,400	314,800	363,900
25	165,200	219,600	243,800	282,900	325,300	64	217,100	255,000	284,600	315,500	364,600
26	166,800	220,500	245,100	283,700	326,800	65	217,700	255,800	285,400	316,000	365,200
27	168,300	221,200	246,400	284,700	328,200	66	218,600	256,400	286,200	316,500	365,800
28	169,900	222,100	247,600	285,800	329,700	67	219,300	257,100	287,000	317,100	366,300
29	171,300	223,000	248,400	286,700	331,300	68	220,000	257,800	287,800	317,800	366,800
30	172,700	224,200	249,700	287,800	332,600	69	220,400	258,600	288,500	318,400	367,200
31	174,300	225,200	250,900	288,900	333,900	70	220,800	259,200	289,300	318,800	
32	175,800	226,000	252,000	289,900	335,100	71	221,100	259,600	290,100	319,300	
33	177,100	226,600	253,100	290,600	336,300	72	221,400	260,000	290,800	319,800	
34	178,900	227,700	254,200	291,500	337,200	73	221,600	260,200	291,600	320,100	
35	180,600	228,800	255,300	292,500	338,300	74	222,000	260,600	292,400	320,600	
36	182,300	229,900	256,300	293,600	339,400	75	222,400	261,100	293,200	321,100	
37	184,100	230,400	257,400	294,200	340,600	76	223,100	261,600	294,000	321,600	
38	185,500	231,600	258,400	295,100	341,700	77	223,300	261,900	294,600	321,800	
39	187,200	232,700	259,400	296,000	342,700	78	223,800	262,300	295,100	322,100	
40	188,800	233,700	260,400	297,000	343,800	79	224,200	262,900	295,600	322,400	
41	190,100	234,500	261,400	297,600	344,800	80	224,600	263,400	296,000	322,700	
42	191,500	235,500	262,700	298,600	345,800	81	225,100	263,700	296,400	323,000	
43	192,900	236,600	263,600	299,600	346,800	82	225,400	264,000	296,900	323,300	
44	194,300	237,500	264,900	300,500	347,900	83	225,700	264,300	297,400	323,600	
45	195,800	238,400	265,600	301,300	348,800	84	226,100	264,600	297,900	323,900	
46	197,200	239,300	266,600	302,200	349,800	85	226,600	264,800	298,300	324,100	
47	198,600	240,100	267,800	303,100	350,900	86	227,000	265,000	298,900	324,500	
48	200,000	240,900	268,700	304,000	351,900	87	227,500	265,300	299,500	324,800	
49	201,400	241,800	269,800	304,700	352,800	88	228,200	265,600	300,100	325,100	
50	202,500	242,800	270,800	305,400	353,700	89	228,600	265,800	300,400	325,300	
51	203,600	243,800	272,000	306,100	354,700	90	229,100	266,000	301,000	325,600	
52	204,800	244,900	272,700	306,900	355,500	91	229,600	266,400	301,500	325,900	
53	206,000	245,900	273,400	307,500	356,300	92	230,000	266,600	301,900	326,200	
54	207,100	246,900	274,200	308,300	357,100	93	230,300	267,000	302,300	326,400	
55	208,000	247,600	275,300	309,000	357,900	94	230,700	267,400	302,800	326,700	
56	209,100	248,300	276,500	309,800	358,700	95	231,100	267,700	303,300	327,000	
57	210,300	249,100	277,300	310,500	359,400	96	231,400	268,000	303,800	327,200	
58	211,200	250,100	278,300	311,200	360,200						
59	212,200	251,000	279,400	312,000	361,000	97	231,800	268,200	304,100	327,400	

98	232,200	268,500	304,500	327,700
99	232,600	268,700	305,000	328,000
100	233,000	269,000	305,600	328,200
101	233,400	269,300	306,000	328,400
102	233,800	269,500	306,400	
103	234,200	269,800	306,700	
104	234,800	270,100	307,000	
105	235,200	270,300	307,300	
106	235,700	270,500	307,700	
107	236,000	270,800	308,100	
108	236,400	271,100	308,500	
109	236,600	271,400	308,800	
110	237,100	271,700	309,200	
111	237,600	272,000	309,700	
112	238,000	272,200	310,000	
113	238,200	272,400	310,200	
114	238,700	272,700	310,500	
115	239,200	272,900	310,800	
116	239,700	273,100	311,000	
117	240,000	273,400	311,200	
118	240,400	273,700	311,500	
119	240,800	274,000	311,800	
120	241,300	274,300	312,000	
121	241,700	274,500	312,200	
122		274,700	312,500	
123		275,000	312,800	
124		275,400	313,000	
125		275,600	313,200	
126		275,800	313,500	
127		276,100	313,900	
128		276,400	314,100	
129		276,600	314,300	
130		276,800	314,600	
131		277,100	314,900	
132		277,400	315,100	
133		277,600	315,300	
134		277,800		
135		278,100		
136		278,400		

再任用 技能労 務職員	137	198,200	209,600	228,600	249,900	281,300
-------------------	-----	---------	---------	---------	---------	---------

別表第四及び別表第五を次のように改める。

別表第 4 (第 6 条関係)

技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	2	1	1	1
11	1	3	1	1	1
12	1	4	1	1	1
13	1	5	1	1	1
14	1	6	1	1	1
15	1	7	1	1	1
16	1	8	1	1	1
17	1	9	1	1	1
18	1	10	1	1	2
19	1	11	1	1	3
20	1	12	1	1	4
21	1	13	1	1	5
22	1	14	1	1	6
23	1	15	1	1	7
24	1	16	1	1	8
25	1	17	1	1	9
26	1	18	1	1	10
27	1	19	1	1	11
28	1	20	1	1	12
29	1	21	1	1	13
30	1	21	2	1	13
31	1	21	3	1	14
32	1	22	4	1	14
33	1	23	5	1	15
34	1	23	6	1	15

35	1	24	7	16	83	46	58	55	37
36	1	24	8	16	84	46	58	56	37
37	1	25	9	17	85	47	59	57	37
38	2	26	10	17	86	47	59	57	37
39	3	27	11	18	87	48	60	59	37
40	4	28	12	18	88	48	60	59	38
41	5	29	13	19	89	49	61	61	38
42	6	30	14	19	90	49	61	61	38
43	7	31	15	20	91	50	61	62	38
44	8	32	16	20	92	50	62	62	38
45	9	33	17	21	93	51	62	63	38
46	10	34	18	22	94	51	62	63	38
47	11	35	19	23	95	52	63	64	39
48	12	36	20	24	96	52	63	64	39
49	13	37	21	25	97	53	63	65	39
50	14	38	22	25	98	53	64	65	39
51	15	39	23	25	99	54	64	66	39
52	16	40	24	26	100	54	64	66	39
53	17	41	25	26	101	55	65	67	39
54	18	41	26	26	102	55	65	67	39
55	19	42	27	27	103	56	65	68	39
56	20	42	28	27	104	56	65	68	39
57	21	43	29	27	105	56	66	69	39
58	22	43	30	27	106	56	66	70	39
59	23	44	31	28	107	57	66	71	39
60	24	44	32	28	108	57	66	72	39
61	25	45	33	29	109	57	66	73	39
62	26	46	34	29	110	57	66	73	39
63	27	47	35	30	111	57	67	74	39
64	28	48	36	30	112	57	67	74	39
65	29	49	37	31	113	58	67	75	39
66	30	50	38	31	114	58	67	75	39
67	31	51	39	32	115	58	67	76	39
68	32	52	40	32	116	58	68	76	39
69	33	53	41	33	117	58	68	76	39
70	34	53	42	33	118	59	68	76	39
71	35	54	43	33	119	59	68	76	39
72	36	54	44	34	120	59	68	76	39
73	37	54	45	34	121	59	69	76	39
74	38	54	46	34	122	59	69	76	39
75	39	55	47	35	123	59	69	76	39
76	40	55	48	35	124	59	69	76	39
77	41	55	49	35	125	59	69	76	39
78	42	56	50	36	126	59	69	76	39
79	43	56	51	36	127	59	70	76	39
80	44	56	52	36	128	59	70	76	39
81	45	57	53	37	129	59	70	76	39
82	45	57	54	37	130	59	70	76	39

別表第5 (第7条関係)

技能労務職給料表降格時号給対応表

131	70	76	
132	70	76	
133	70	76	
134	71		
135	71		
136	71		
137	71		

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74

35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	101
71	121	137	107	101
72	121	137	108	101
73	121	137	110	101
74	121	137	112	101
75	121	137	114	101
76	121	137	133	101
77	121	137	133	101
78	121	137	133	101
79	121	137	133	101
80	121	137	133	101
81	121	137	133	101
82	121	137	133	101

83	121	137	133
84	121	137	133
85	121	137	133
86	121	137	133
87	121	137	133
88	121	137	133
89	121	137	133
90	121	137	133
91	121	137	133
92	121	137	133
93	121	137	133
94	121	137	133
95	121	137	133
96	121	137	133
97	121	137	133
98	121	137	133
99	121	137	133
100	121	137	133
101	121	137	133
102	121	137	133
103	121	137	133
104	121	137	133
105	121	137	133
106	121	137	133
107	121	137	133
108	121	137	133
109	121	137	133
110	121	137	133
111	121	137	133
112	121	137	133
113	121	137	133
114	121	137	133
115	121	137	133
116	121	137	133
117	121	137	133
118	121	137	133
119	121	137	133
120	121	137	133
121	121	137	133
122	121	137	133
123	121	137	133
124	121	137	133
125	121	137	133
126	121	137	133
127	121	137	133
128	121	137	133
129	121	137	133
130	121	137	133

131	121	137	
132	121	137	
133	121	137	
134	121		
135	121		
136	121		
137	121		

第二条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。
 第六条の二を次のように改める。

第六条の二 前二条の規定にかかわらず、法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された技能労務職員（以下「定年前再任用短時間勤務技能労務職員」という。）の給料月額は、第三條に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務技能労務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第四條第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務技能労務職員の属する職務の級に応じた額に、第十条の規定によりその例によるものとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務技能労務職員の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第九條の二中「再任用技能労務職員」を「定年前再任用短時間勤務技能労務職員」に改める。
 第十條中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。附則に次の三項を加える。

- （給料に関する経過措置）
- 4 当分の間、技能労務職員の給料月額は、当該技能労務職員が六十歳（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第五十七号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福島県条例第三号）第三條第一項第二号に掲げる職員に相当する技能労務職員は六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、当該技能労務職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四條第二項の規定により当該技能労務職員に適用される職務の級並びに第五條第一項、第四項及び第五項並びに第六條の規定により当該技能労務職員を受けるとした額は、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。
 - 5 前項の規定は、次に掲げる技能労務職員には適用しない。
 一 臨時的に任用される技能労務職員その他の法律により任期を定めて任用される

技能労務職員及び非常勤の技能労務職員

- 二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している技能労務職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能労務職員を除く。）
 - 6 前二項に定めるもののほか、附則第四項の規定による給料月額その他の前二項の規定の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。
- 別表第一再任用技能労務職員以外の技能労務職員の項中「**再任用技能労務職員**」を「**定年前再任用短時間勤務技能労務職員**」に改め、同表再任用技能労務職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務技能労務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	198,200	209,600	228,600	249,900	281,300

附 則

(施行期日等)

- 第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。
- （給与の内払）
- 第二条 改正後の規則の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- （第一条に係る経過措置）
- 第三条 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 第四条 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前条の規定の適用を受ける技能労務職員との権衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例に

よることができる。

(第二条に係る経過措置)

- 第五条 第二条の規定による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「新規則」という。）附則第四項から第六項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している技能労務職員には適用しない。
- 第六条 暫定再任用技能労務職員（改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された技能労務職員をいう。以下同じ。）（暫定再任用短時間勤務技能労務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用技能労務職員をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用技能労務職員が新規則第六条の二に規定する定年前再任用短時間勤務技能労務職員（以下「定年前再任用短時間勤務技能労務職員」という。）であるものとした場合に適用される新規則第三条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務技能労務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新規則第四条第二項の規定により当該暫定再任用技能労務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用技能労務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、新規則第十条の規定によりその例によるもの」とされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用技能労務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務技能労務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務技能労務職員が定年前再任用短時間勤務技能労務職員であるものとした場合に適用される新規則第三条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務技能労務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新規則第四条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務技能労務職員の属する職務の級に応じた額に、新規則第十条の規定によりその例によるもの」とされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務技能労務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、暫定再任用技能労務職員の給与については、当該暫定再任用技能労務職員が定年前再任用短時間勤務技能労務職員であるものとした場合における職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の適用を受ける職員の例による。

(補則)

- 第七条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

(人事課)

福島県規則第五十三号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

第一条 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「含む」の下に「。第十三条において「勤務日数」というを、「十八日」の下に「（一月間の日数（福島県の休日を含め）を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあっては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十三条において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第五条第七項第一号及び第二号中「第四条」を「条例附則第十九項及び第四条」に改める。

第十三条中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）を「勤務日数」に、「十八日」を「職員みなし日数」に改める。

第十五条第一項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給資格証」を「医師の証明書その他の第十四条各号に掲げる理由に該当することの実を証明することができる書類及び受給資格証」に改め、同条第五項中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「その旨」を「その旨」に改め、同項第一号中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改め、同項第六項とし、同条第四項中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「するとともに」を「しなければならぬ」と改め、この場合において、支払義務者は「同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。」

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならぬ。

7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の支払義務者に提出しなければならない。

8 前項の規定は、第二項ただし書及び第六項の場合における第一項の申出について準用する。

第十五条の二中「こと等」の下に「（条例第十一項第三項に規定する当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のもの及び第十五条の三各号に規定するものを除く。）を開始した職員及び第十五条の四各号に規定する職員を除く。）」を加え、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に改め、「第二十号様式」との下に「、「医師の証明書その他の第十四条各号に掲げる理由に該当することの実を証明することができる書類及び受給資格証」とあるのは「受給資格証」と」を加え、

「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改める。

第十五条の三を第十五条の六とし、第十五条の二の次に次の三条を加える。

（条例第十一項第三項の規則で定める事業）

第十五条の三 条例第十一項第三項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して三十日を経過する日が、条例第十一項第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が条例第十一項第四号に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと支払義務者が認めたもの

（条例第十一項第三項の規則で定める職員）

第十五条の四 条例第十一項第三項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 条例第十一項第一項に規定する退職の日以前に同条第三項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして支払義務者が認めた職員（支給の期間の特例の申出）

第十五条の五 条例第十一項第三項に規定する規則で定めるところ（定年に達したとその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしなかつたことを希望する場合を除く。）は、条例第十一項第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が知事にその旨を申し出た場合とする。

2 前項の申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十一項第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、支払義務者に提出することによつて行うものとする。

3 前二項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第十一項第三項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して二月以内にならなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 支払義務者は、特例申出をした者が条例第十一項第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認められたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、支払義務者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれ

かに該当する場合には、速やかに、その旨を支払義務者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、支払義務者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならぬ。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合
交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十一条第三項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受け
た受給期間延長等通知書及び受給資格証

6 第十五条第七項の規定は特例申出並びに第三項ただし書の場合及び前項の場合における特例申出について、第十五条第三項及び第四項の規定は第三項ただし書の場合における特例申出について準用する。

第二十条第七項中「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める。

第二十条の四第一項中「うち」の下に「条例附則第十九項及び」を加え、同条第二項中「前条」を「条例附則第二十項及び前条」に改める。

第十四号様式、第十八号様式及び第十九号様式を次のように改める。

第14号様式(第9条関係)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届							
受給資格者に関する事項	氏 名				受給資格証番号		
	住所又は居所	電話番号 ()					
公共職業訓練等に関する事項	種 類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条第1項の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5項に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
	職 種			期 間			昼夜間の別 昼 間 ・ 夜 間
	受講開始年月日	年 月 日		終了予定年月日	年 月 日		
	この欄の記載事実には誤りのないことを証明します。 年 月 日						
	公共職業訓練等の施設の長の職 氏 名						
寄宿に関する事項	寄宿の事実	有 ・ 無	寄宿開始年月日		年 月 日		
	寄宿前の住所又は居所						
	家 族 の 状 況	氏 名	受給資格者との続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居		
			歳	有・無	同居・別居		
公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名							
上記のとおり届け出ます。 年 月 日							
福島県知事 (福島県教育委員会又は福島県警察本部長)							
受給資格者 氏 名							
※処理欄	条例第11条第9項の基本手当に相当する退職手当		技能習得手当に相当する退職手当		寄宿手当に相当する退職手当		証 明 認 定
	円		円		円		

注意事項

- 1 この届書には、受給資格証を添付すること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があつたときは、速やかに届け出ること。
- 3 家族の状況に関する事項については、市町村長の証明書を添付するよう指示することがある。
- 4 ※印欄には、記入しないこと。

第18号様式(第15条第1項、第15条の5)

受給期間延長等申請書

① 申請者	氏名				性別	男・女
	住所又は居所					
② 退職年月日	年 月 日					
③ 支給番号						
④ この申請を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため					
	具体的理由	〔 〕				
⑤ ④のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称				診療担当者	
⑥ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで					
福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第15条第1項・第15条の5第2項の規定により上記のとおり申請します。						
福島県知事〔福島県教育委員会又は福島県警察本部長〕						
申請者 氏 名						
※ 処理欄	延長期間	年 月 日から 年 月 日まで				

注意

- この申請書に受給資格者証を添えて提出すること。
- ⑥欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- ※印欄には、記載しないこと。

第19号様式(第15条、第15条の5関係)

受給期間延長等通知書

申請者氏名		支給番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 ()		
職業に就くことができない期間又は事実を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第15条第5項・第15条の5第4項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会又は福島県警察本部長) 職印			

注意

- この通知書は、失業者の退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき(例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき)は速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。

第二十号様式中「定年退職者等の受給期間延長申請書」を「定年退職者等の受給期間延長申請書」に、「離職」を「退職」に改める。

第二十一号様式中「定年退職者等の受給期間延長通知書」を「定年退職者等の受給期間延長等通知書」に、「受給期間延長の理由」を「受給期間延長等の理由」に、「延長後の」を「延長等後の」に、注意2中「受給期間延長申請書」を「定年退職者等の受給期間延長申請書」に改める。

第二条 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「若しくは第二十二條の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項まで」に改める。

第五条第一項ただし書及び同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「（昭和二十一年六月三十日以前に当該給与の支給を受けている場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の俸給又は給料の月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第七項第一号及び第二号中「附則第十九項」を「附則第十二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項を第四項とし、第九項を第五項とする。

第十七条から第十九条までを削る。

第二十条の前の見出しを削り、同条第二項中「又は第十七条から第十九条まで」を削り、同条第三項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）」に、「旧電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同条第四項中「国家公務員等退職手当法」の下に「（昭和二十八年法律第八十二号）」を加え、同条第五項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「（国家公務員等の在職期間の通算）」を付す。

第二十条の二を第十八条とする。

第二十条の三の前の見出しを削り、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「（勤続期間の計算の特例）」を付す。

第二十条の四第一項中「第二十条第一項」を「第十七条第一項」に、「附則第十九項」を「附則第十二項」に改め、同条第二項中「附則第二十項」を「附則第十三項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十一条及び第二十二条を削り、第二十三条を第二十一条とし、第二十四条から

第二十八条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十九条中「第二十七条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十条を第二十八条とする。

第三十一条の見出し中「附則第十六項」を「附則第八項」に改め、同条中「附則第十六項」を「附則第八項」に、「第三十条」を「前条」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条第二号中「（懲戒免職の処分を除く。）」を削り、同条第三号ウを同号エとし、同号イ中「第二十八条の第二項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第六項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

第三十二条を第三十条とし、第三十三条を第三十一条とする。

第三十二条中「第二十八条」を「第二十六条」に改め、同条第一号区分の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった後に退職した者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（以下「平成十八年四月以降の一般職給与法」という。）の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの

別表第二号区分の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定任命により職員となった後に退職した者のうち、平成十八年四月以降の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの

別表第三号区分の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 特定任命により職員となった後に退職した者のうち、平成十八年四月以降の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの

第三条 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和四十五年福島県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「第

一条新規則」という。)第四条及び第十三条の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

3 第一条新規則第五条第七項第一号及び第二号並びに第二十条の四第一項及び第二項並びに第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第五条第三項第一号及び第二号並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、令和二年四月一日以後に退職した者について適用する。

4 第一条新規則第十五条から第十五条の五までの規定は、令和四年七月一日以後に福島県職員の退職手当に関する条例第十一項第三項の事業を開始した職員及び規則第十五条の四で定める職員に該当するに至つた者について適用する。

5 令和四年七月一日から前項に規定する規定の施行の日(以下この項において「附則第四項施行日」という。)までの間に同項の規定の適用を受けるに至つた者の第一条新規則第十五条の五第三項の規定による申出については、同項の規定にかかわらず、附則第四項施行日から起算して二月以内に行うものとする。

6 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第十四号様式及び第十八号様式から第二十一号様式までの様式による届等は、それぞれ第一条新規則第十四号様式及び第十八号様式から第二十一号様式までの様式による届等とみなす。

(職員業務課福利厚生室)

訓 令

福島県訓令第二十号

本 庁 機 関
出 先 機 関
宿日直手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

宿日直手当に関する規程の一部を改正する訓令

宿日直手当に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表宿直の項中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、二五〇円」に改め、同表日直の項中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、令和四年十二月二十三日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、同年四月一日から適用する。

(宿日直手当の内払)
2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の宿日直手当に関する規程の規定に基づいて支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。
(人 事 課)

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会

委員長 齋 藤 記 子

福島県人事委員会規則第二十号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項及び第九条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条の二中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項」に改める。

第九条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(この号に掲げる職員が法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員(労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり、当該採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者を除く。)である場合にあっては、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数)」を削り、同項第二号中「再任用職員(法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条の四第一項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条の五中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条第十二号中「別表第二」を「別表」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和四年十二月二十三日から施行する。

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(定義)
- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - 一 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）をいう。
 - 二 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項若しくは第三項、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。
 - 三 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
 - 四 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
(経過措置)
- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第九條の三第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第九條の五の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七條の二第二項、第九條、第九條の二、第九條の三第一項（第一号に関する部分に限る。）、第九條の四第一項（第一号及び第二号に関する部分に限る。）並びに第十一條の規定を適用する。この場合において、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第九條の三第一項第一号中「二十日」とあるのは、「二十日（この号に掲げる職員が暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）（労働基準法第三十九條第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり、当該採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者を除く。）である場合にあつては、その者の当該年における在職期間に応じ、附則別表の日に数に掲げる日数）」とする。

附則別表（附則第四項関係）

在 職 期 間	日 数
一月に達するまでの期間	二日
一月を超え二月に達するまでの期間	三日
二月を超え三月に達するまでの期間	五日

三月を超え四月に達するまでの期間	七日
四月を超え五月に達するまでの期間	八日
五月を超え六月に達するまでの期間	十日
六月を超え七月に達するまでの期間	十二日
七月を超え八月に達するまでの期間	十三日
八月を超え九月に達するまでの期間	十五日
九月を超え十月に達するまでの期間	十七日
十月を超え十一月に達するまでの期間	十八日
十一月を超え一年未満の期間	二十日

（総務審査課）

人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二十一号

人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則

人事行政相談に関する規則（平成十七年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「第二十八條の四又は第二十八條の五」を「第二十二條の四」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、この規則による改正後の第二条第二号に規定する法第二十二條の四の規定に基づく採用とみなす。

す。
(総務審査課)

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二十二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成二十年福島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(総務審査課)

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二十三号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十条の四第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第二十三條の規定を適用する。この場合において、同条第二号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項」とする。

3 この規則の施行の日前に、改正法による改正前の地方公務員法第二十八條の四第一

項又は第二十八條の五第一項の規定により職員として採用された場合における第二十三條の規定の適用については、なお従前の例による。
(総務審査課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二十四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 条例第四条第九項

第八条の二第一項第二号中「第四項若しくは第九項」を「若しくは第四項」に改める。

第九条第二項中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第一の二に掲げられた」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間算出率」を「定年前再任用短時間算出率」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一の二に掲げる額

二 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一の三に掲げる額

4 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用職員」に、「（育児短時間勤務職員等）にあつては、その額に育児短時間算出率を乗じて得た額とし、」を「（定年前再任用短時間算出率を乗じて得た額）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以

上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額」とする。

第十三条の十の次に次の一条を加える。

第十三条の十一 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第十三条の六の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第三」とあるのは、「別表第三の二」とする。

第二十一条の五第一項の表四キロメートル未満の項中「二、六〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表四キロメートル以上六キロメートル未満の項中「三、九〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表六キロメートル以上八キロメートル未満の項中「五、三〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表八キロメートル以上十キロメートル未満の項中「六、六〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表十キロメートル以上十二キロメートル未満の項中「七、九〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表十二キロメートル以上十四キロメートル未満の項中「九、二〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同表十四キロメートル以上十六キロメートル未満の項中「一〇、五〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同表十六キロメートル以上十八キロメートル未満の項中「一一、九〇〇円」を「一三、一〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同表十八キロメートル以上二十キロメートル未満の項中「一三、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、三〇〇円」に改め、同表二十キロメートル以上二十二キロメートル未満の項中「一四、五〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満の項中「一五、八〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同表二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満の項中「一七、一〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「一八、五〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「九、三〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改め、同表二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「一九、八〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表三十キロメートル以上三十二キロメートル未満の項中「二一、〇〇〇円」を「二三、三〇〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一一、七〇〇円」に改め、同表三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満の項中「二二、四〇〇円」を「二四、八〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一二、四〇〇円」に改め、同表三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満の項中「二三、七〇〇円」を「二六、二〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、一〇〇円」に改め、同表三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満の項中「二五、一〇〇円」を「二七、七〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一三、九〇〇円」に改め、同表三十八キロメートル以上四十キロメートル未満の項中「二六、四〇〇円」を「二九、二〇〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に改め、同表四十キロメートル以上四十五キロメートル未満の項中「二九、三〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一六、二〇〇円」に改め、

同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未満の項中「三一、一〇〇円」を「三五、七〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二七、九〇〇円」に改め、同表五十キロメートル以上五十五キロメートル未満の項中「三四、九〇〇円」を「三八、八〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一九、四〇〇円」に改め、同表五十五キロメートル以上六十キロメートル未満の項中「三七、三〇〇円」を「四一、八〇〇円」に、「二八、七〇〇円」を「二九、九〇〇円」に改め、同表六十キロメートル以上六十五キロメートル未満の項中「三九、四〇〇円」を「四四、一〇〇円」に、「一九、七〇〇円」を「二二、一〇〇円」に改め、同表六十五キロメートル以上七十キロメートル未満の項中「四二、五〇〇円」を「四七、五〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二三、八〇〇円」に改め、同表七十キロメートル以上七十五キロメートル未満の項中「四五、五〇〇円」を「五〇、九〇〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二五、五〇〇円」に改め、同表七十五キロメートル以上八十キロメートル未満の項中「四八、五〇〇円」を「五四、三〇〇円」に、「二四、三〇〇円」を「二七、二〇〇円」に改め、同表八十キロメートル以上八十五キロメートル未満の項中「五一、六〇〇円」を「五七、七〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「二八、九〇〇円」に改め、同表八十五キロメートル以上九十キロメートル未満の項中「五四、六〇〇円」を「六一、一〇〇円」に、「二七、三〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に改め、同表九十キロメートル以上九十五キロメートル未満の項中「五七、六〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「二八、八〇〇円」を「三一、三〇〇円」に改め、同表九十五キロメートル以上の項中「六〇、七〇〇円」を「六七、九〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に改める。

第二十二條の三第三項中「第二十八條の二第一項」を「第二十八條の六第一項」に改める。

第二十七條の五第二項第一号ア中「第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「第二十八條の二第一項」及び「(法第二十八條の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削る。

第二十八條に次の一項を加える。

第六 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、第三項各号に定める目において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)及び同日に受けていた」とする。

第二十八條の四第二項の表備考中「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

第五 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十一條の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り上げた額)及び同日に受けていた」とする。

端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額」と及び同日に受けていた」とする。
第三十一条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十二条の三第二項第一号中「特別調整額の支給を受ける職員」を「次号に掲げる職員以外の管理職員（条例第十六条の三第一項に規定する管理職員をいう。以下同じ。）」に、「職員の属する第十一号の二第一項第一号又は第二号に規定する」を「管理職員の占める職に係る給料の特別調整額の」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一種 一万千円

イ 二種 九千円

ウ 三種 七千円

エ 四種及び五種 五千円

オ 六種 三千円

第三十二条の三第三項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一種 六千円

イ 二種 五千円

ウ 三種 四千円

エ 四種及び五種 三千円

オ 六種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一種 五千五百円

イ 二種 四千五百円

ウ 三種 三千五百円

エ 四種及び五種 二千五百円

オ 六種 千五百円

第三十二条の三第三項第三号から第五号までを削り、同条に次の一項を加える。
5 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、第二項第一号及び第三項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

第三十三条の六第七項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第一号中「百分の百九十」を「百分の百九十五」に、「百分の二百三十」を「百分

の二百三十五」に改める。

第三十三条の十一各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その額に勤務時間条第二第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」を「その額に定年前再任用短時間勤務率」に改め、同条第一号中、「職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項第一号から第三号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

第三十四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間算出率」を「定年前再任用短時間算出率」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

第三十五条第一項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十八条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間算出率」を「定年前再任用短時間算出率」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

第三十九条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四十条の四第二号中「再任用短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の一項を加える。

11 条例附則第十五項又は第十六項の規定により給料月額が異動することとなつた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもつて通知書等の交付に代えることができる。

別表第一の二の表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,100円。ただし、1号給8,014円、2号給8,091円
2 級	8,900円。ただし、1号給8,725円、2号給8,802円、3号給8,878円

別表第一の二の表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	9,100円。ただし、1号給7,537円、2号給7,605円、3号給7,672円、4号給7,740円、5号給7,816円、6号給7,902円、7号給7,987円、8号給8,068円、9号給8,149円、10号給8,244円、11号給8,343円、12号給8,428円、13号給8,518円、14号給8,613円、15号給8,712円、16号給8,806円、17号給8,914円、18号給9,018円
2 級	11,200円。ただし、1号給9,522円、2号給9,598円、3号給9,679円、4号給9,756円、5号給9,841円、6号給9,918円、7号給9,994円、8号給10,071円、9号給10,143円、10号給10,228円、11号給10,309円、12号給10,390円、13号給10,462円、14号給10,552円、15号給10,638円、16号給10,728円、17号給10,804円、18号給10,926円、19号給11,047円、20号給11,173円

別表第一の二の表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,200円。ただし、1号給7,803円、2号給7,866円、3号給7,933円、4号給7,996円、5号給8,059円、6号給8,131円、7号給8,199円
2 級	9,600円。ただし、1号給9,045円、2号給9,130円、3号給9,225円、4号給9,315円、5号給9,409円、6号給9,504円

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三 (第9条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,800円
2 級	6,600円

3 級	7,800円
4 級	8,400円
5 級	8,900円
6 級	9,700円
7 級	11,000円
8 級	12,000円
9 級	13,600円
10 級	16,000円

イ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,400円
2 級	7,800円
3 級	7,900円
4 級	8,900円
5 級	9,400円
6 級	9,800円
7 級	10,500円
8 級	11,600円
9 級	12,600円
10 級	13,900円

ウ 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	8,400円
特 2 級	9,300円
3 級	10,200円 (条例別表第3の備考に定める職員にあつては、10,400円)
4 級	12,800円

エ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,300円
3 級	11,900円
4 級	14,200円

オ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	5,800円
2 級	6,600円
3 級	7,400円
4 級	7,900円

5 級	8,600円
6 級	9,900円
7 級	11,200円

カ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,800円
3 級	8,100円
4 級	8,400円
5 級	8,900円
6 級	10,000円
7 級	11,400円

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第3の2 (第13条の11関係)

職員の区分 期間の区分	2 項 職員
1 年未満	28,000
1 年以上 2 年未満	26,600
2 年以上 3 年未満	25,200
3 年以上 4 年未満	23,800

円

4年以上5年未満	22,400
5年以上6年未満	21,000
6年以上7年未満	19,600
7年以上8年未満	18,200
8年以上9年未満	16,800
9年以上10年未満	15,400
10年以上11年未満	13,300
11年以上12年未満	11,200
12年以上13年未満	9,100
13年以上14年未満	7,000
14年以上15年未満	4,900

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第13条の4各号の職員となつた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後の期間を示す。
- この表において「2項職員」とは、第13条の2第2項の職を占める職員をいう。別表第九中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- （施行期日）
この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の別表第一の二の規定は令和四年四月一日から、次項の規定は令和四年十二月一日からそれぞれ適用する。
- 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が令和四年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関する職員の給与の支給に関する規則第三十二条の六第七項第一号の規定

の適用については、同号中「百分の百九十」とあるのは「百分の二百」と、「百分の二百三十」とあるのは「百分の二百四十」とする。

- この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）をいう。
 - 令和五年旧地公法 令和三年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）をいう。
 - 令和四年改正給与条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第五十三号）をいう。
 - 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。
 - 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正地公法による改正後の地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
 - 定年前再任用短時間勤務職員 令和三年改正地公法による改正後の地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員をいう。
 - 施行日 令和五年四月一日をいう。
 - 旧地公法再任用職員 この規則の施行前に、令和五年旧地公法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
 - （給料の調整額に関する経過措置）
 - 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第九條第三項の規定を適用する。
 - 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第九條第二項及び第三項の規定を適用する。
 - 条例第七條の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正地公法附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第五十七号）の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福島県条例第三号）第三條に規定する年齢に達した日が施行日の前日以前である職員であつてその者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第九條第二項及び第三項並びに附則第五項及び前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規

定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては育児短時間算出率をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

8 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとして場合に令和四年改正給与条例の規定による改正前の条例（次号において「令和五年旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の第九条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとして、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとして場合に（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合）にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとして場合に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の第九条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地公法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧地公法再任用職員になつたとして場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなつたとして場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（給料の特別調整額に関する経過措置）

9 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する改正後の第十一條の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「別表第二の二」とあるのは、「別表第二の三」とする。

10 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第十一條の二第一項第二号の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

11 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、規則第二十七條の二に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該事由の直前の住居から当該事由の発生直後に在勤する公署に通勤することが規則第二十七條の三に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、条例第十條の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和三年改正地公法附則第四條第一項、第五條第一項、第六條第一項又は第七條第一項の規定による採用（令和五年旧地公法第二十八條の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧地公法第二十八條の三又は令和三年改正地公法附則第三條第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧地公法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項、第二十八條の六第一項若しくは第二項、令和三年改正地公法附則第四條第一項、第五條第一項、第六條第一項又は第七條第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正地公法附則第四條第二項、第五條第三項、第六條第二項又は第七條第三項の規定による採用（地方公務員法第二十八條の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八條の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十二條の四第一項、第二十二條の五第一項、令和三年改正地公法附則第四條第二項、第五條第三項、第六條第二項又は第七條第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

12 施行日前に、この規則による改正前の第二十七條の五第二項第一号アの規定に該当する採用をされた職員については、同項の規定は、施行日後も、なおその効力を有する。

（超過勤務手当に関する経過措置）

13 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第三十一條の規定を適用する。

（勤勉手当に関する経過措置）

14 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第三十三條の六第七項の規定を適用する。

（義務教育等教員特別手当に関する経過措置）

15 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三條の十一の規定を適用する。この場合において暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に適用するときは、「当該各号に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に定年前再任用短時間算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間算出率を、任期付短時間勤務職

員にあつてはその額に任期付短時間算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」とあるのは、「当該各号に掲げる額」とする。

(定時制通信教育手当に関する経過措置)

16 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第三十四条及び第三十五条の規定を適用する。

(産業教育手当に関する経過措置)

17 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第三十八条及び第三十九条の規定を適用する。

(農林漁業普及指導手当に関する経過措置)

18 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第四十条の四の規定を適用する。

(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

19 令和四年改正給与条例附則第六条第二項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算)

20 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正給与条例附則第六条第三項

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正給与条例附則第六条第二項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和四年改正給与条例附則第六条第一項

(職員の給与に関する条例附則第十七項等の規定が適用される職員に関する読替え)

21 職員の給与に関する条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料を支給される職員についての規則第四十条の三の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料の額との合計額」とする。

(雑則)

22 附則第五項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二十五号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条の三を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務学校職員等の給料月額額の端数計算)

第一条の三 次の各号に掲げる学校職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。)

二 福島県市町村立学校職員の任期付職員等に関する条例(令和元年福島県条例第四十五号。以下「任期付職員条例」という。)第五条の規定により採用された短時間勤務の職を占める学校職員(以下「任期付短時間勤務学校職員」という。)

任期付職員条例第八条

第二条第二項中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第一の二に掲げられた」を削り、「法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員(以下「再任用短時間勤務教育職員」という。)-を一定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「得た数を乗じて得た額」を「得た数(以下「定年前再任用短時間算出率」という。)-を、育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員(以下「育児短時間勤務学校職員等」という。)-にあつてはその額に条例第十条の規定によりその例によるものとされる勤務時間第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間算出率」という。)-を、任期付短時間勤務学校職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間算出率」という。)-をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一の二に掲げる額

二 定年前再任用短時間勤務学校職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一の三に掲げる額

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける学校職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

第五条の二第一項第一号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」

に改め、同項第二号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「定める額」の下に「定年前再任用短時間算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける学校職員に対する第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

2 条例第八号の八第三項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる職員以外の管理職員（条例第八号の七第一項に規定する管理職員をいう。以下同じ。） 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
- ア 三種 八千円
- イ 四種及び五種 六千円
- ウ 六種 四千円

二 定年前再任用短時間勤務学校職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 三種 七千円
- イ 四種及び五種 五千円
- ウ 六種 三千円

3 条例第八号の八第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の属する区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 三種 四千円
- イ 四種及び五種 三千円
- ウ 六種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務学校職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 三種 三千五百円
- イ 四種及び五種 二千五百円
- ウ 六種 千五百円

第六条に次の一項を加える。

7 条例附則第十項の規定の適用を受ける学校職員に対する第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、第二項第一号及び第三項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

上げた額」とする。

第八条第一項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務教育職員にあつては、その額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」を「定年前再任用短時間勤務学校職員にあつてはその額に定年前再任用短時間算出率を、育児短時間勤務学校職員にあつてはその額に育児短時間算出率を、任期付短時間勤務学校職員にあつてはその額に任期付短時間算出率をそれぞれ」に改め、同項第一号中「職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける教育職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項第一号から第四号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則に次の一項を加える。

7 条例附則第十項又は第十一項の規定により給料月額が異動することとなつた学校職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもつて通知書等の交付に代えることができる。

別表第一の二アの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1	9,100円。ただし、1号給7,537円、2号給7,605円、3号給7,672円、4号給7,740円、5号給7,816円、6号給7,902円、7号給7,987円、8号給8,068円、9号給8,149円、10号給8,244円、11号給8,343円、12号給8,428円、13号給8,518円、14号給8,613円、15号給8,712円、16号給8,806円、17号給8,914円、18号給9,018円
2	11,200円。ただし、1号給9,522円、2号給9,598円、3号給9,679円、4号給9,756円、5号給9,841円、6号給9,918円、7号給9,994円、8号給10,071円、9号給10,143円、10号給10,228円、11号給10,309円、12号給10,390円、13号給10,462円、14号給10,552円、15号給10,638円、16号給10,728円、17号給10,804円、18号給10,926円、19号給11,047円、20号給11,173円

別表第一の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

8,500円。ただし、1号給7,537円、2号給7,605円、3号給7,672円、

1 級	4号給7,740円、5号給7,816円、6号給7,902円、7号給7,987円、8号給8,068円、9号給8,149円、10号給8,244円、11号給8,343円、12号給8,428円
2 級	11,000円。ただし、1号給8,275円、2号給8,370円、3号給8,464円、4号給8,563円、5号給8,667円、6号給8,757円、7号給8,851円、8号給8,946円、9号給9,045円、10号給9,162円、11号給9,279円、12号給9,400円、13号給9,526円、14号給9,603円、15号給9,684円、16号給9,760円、17号給9,846円、18号給9,922円、19号給9,999円、20号給10,075円、21号給10,147円、22号給10,233円、23号給10,314円、24号給10,395円、25号給10,467円、26号給10,557円、27号給10,642円、28号給10,732円、29号給10,809円、30号給10,930円

別表第一の二の次に次の一表を加える。
別表第一の三 (第2条関係)
 ア 高等学校教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	8,400円
特 2 級	9,300円
3 級	10,200円 (条例別表アの備考に定める職員にあつては、10,400円)
4 級	12,800円

イ 小学校・中学校教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,900円
2 級	8,300円
特 2 級	9,200円

3 級	10,000円 (条例別表イの備考に定める職員にあつては、10,200円)
4 級	12,400円

別表第五中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
 別表第六中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の別表第一の二の規定は令和四年四月一日から適用する。(定義)
- この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)をいう。
 - 令和五年旧地公法 令和三年改正地公法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)をいう。
 - 令和四年改正給与条例 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年福島県条例第八十六号)をいう。
 - 暫定再任用学校職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。
 - 暫定再任用短時間勤務学校職員 令和三年改正地公法による改正後の地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用学校職員をいう。
 - 定年前再任用短時間勤務学校職員 令和三年改正地公法による改正後の地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員をいう。
 - 施行日 令和五年四月一日をいう。
 - 旧地公法再任用学校職員 この規則の施行前に、令和五年旧地公法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員をいう。
- (給料の調整額に関する経過措置)
- 暫定再任用学校職員(暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の第二条第三項の規定を適用する。
- 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、

改正後の第二条第二項及び第三項の規定を適用する。

6 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号。以下「条例」という。)第六条の二の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める令和三年改正地公法附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により採用された学校職員(次項において「特定暫定再任用学校職員」という。)のうち、当該職に係る福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年福島県条例第八十九号)の規定による改正前の福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第三十号)第四条に規定する年齢に達した日が施行日の前日以前である学校職員であつてその者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第二条第二項及び第三項並びに附則第四項及び前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務学校職員にあつてはその額に条例第十条の規定によりその例によるものとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用学校職員であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用学校職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用学校職員(第三号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用学校職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用学校職員になつたとした場合に令和四年改正給与条例の規定による改正前の条例(次号において「令和五年旧給与条例」という。)及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用学校職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用学校職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合(次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合)にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合)に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職

務の級を基礎としてこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧地公法再任用学校職員でなかつた者にあつては同日に旧地公法再任用学校職員になつたとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

(管理職手当に関する経過措置)

8 暫定再任用学校職員(暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。)に対する改正後の第五条の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「別表第四の二」とあるのは、「別表第四の三」とする。

9 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則第五条の二第一項第二号の規定を適用する。

(義務教育等教員特別手当に関する経過措置)

10 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の第八条の規定を適用する。この場合において暫定再任用学校職員(暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。)に適用するときは、「当該各号に掲げる額(定年前再任用短時間勤務学校職員にあつてはその額に定年前再任用短時間算出率を、育児短時間勤務学校職員等にあつてはその額に育児短時間算出率を、任期付短時間勤務学校職員にあつてはその額に任期付短時間算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」とあるのは、「当該各号に掲げる額」とする。

(暫定再任用短時間勤務学校職員の給料月額額の端数計算)

11 暫定再任用短時間勤務学校職員について、令和四年改正給与条例附則第三条第二項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

(雑則)

12 附則第四項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

(採用給与課)

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日
福島県人事委員会

—	の欄中	66	71	62	36	42	32	38	30	35	別表第二十八の一の表2級の欄中	福島県人事委員会規則第二十六号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
—	—	66	71	63	36	43	33	39	30	36		
—	—	67	71	64	37	43	33	39	30	36		
—	22	67	71	64	37	43	33	39	30	36		
—	22	67	72	65	37	44	34	40	31	37		
—	23	68	72	65	38	44	34	40	31	37		
—	23	68	を	66	38	を	35	41	31	38		
—	24	69	57	66	39	29	35	35	32	38		
—	24	69	58	67	39	30	36	に改め、	32	39		
—	24	69	58	67	40	30	36	別表第二十八の三の表2級の欄中	32	39		
—	25	70	58	68	40	30	37	33	33	40		
—	25	70	59	68	41	31	37	33	33	40		
—	26	70	59	69	42	31	38	34	34	41		
—	26	70	60	69	43	32	38	34	34	41		
—	27	71	60	69	43	32	39	35	35	42		
—	27	71	61	69	に、	33	39	35	35	42		
—	28	71	62	70	に、	33	40	36	36	43		
—	28	に改め、	63	70	58	34	40	36	36	43		
—	29	同表3級	64	70	59	34	41	37	37	を		
—	29	同表3級	65	70	60	35	41	37	37	を		
—	30	同表3級	65	71	61	35	42	31	38	29		

委員長 齋藤 記子

—	を	86	74	別表第二十九の一の表1級の欄中	44	46	表2級の欄中	35	34	30	
—	を	12	76		44	46		を	35	34	27
—	30	13	78		45	47		36	35	35	31
—	—	—	80		45	47		36	35	36	31
—	に、	に、	82		46	を		38	36	36	32
—	—	—	84		46	37		39	36	36	28
—	46	17	86		に改める。	37		40	37	37	29
—	47	18	88		に改め、	38		41	38	37	30
—	を	を	90		別表第二十九の二の表1級の欄中	38		41	38	38	31
—	47	18	92		を	39		42	48	38	22
—	48	19	を		を	39		42	48	39	22
—	—	—	67		37	40		43	49	39	23
—	に、	に改め、	70		38	40		43	50	40	23
—	51	同表2級の欄中	73		に、	41		44	51	48	23
—	52	同表2級の欄中	76		を	41		44	に改め、	49	24
—	を	12	78		66	42		45	別表第二十八の六の	50	24
—	52	12	80		68	43		45	50	34	25
—	—	—	82		70	43		46	51	34	25
—	29	—	84		72	44		46	51	35	26
—	—	—	—		—	—		—	52	35	26

70	76	58	100	93	78	の四の表1級の欄中	83	60	53
72	77	60	101	94	を		84	62	に、
74	78	62	102	95	54		86	64	
76	79	64	103	96	56		88	66	
79		66	104	97	58		90	68	57
82	に改め、別表第二十九の六の表1級の欄中	68	106	98	60	53	を	70	を
を		70	108	99	62	54		を	58
66		72	110	100	64	55	82		
68		74	112	102	66	56	84	59	に改め、別表第二十九の三の表1級の欄中
70		76	115	104	68	58	86	62	
72		78	118	106	70	60	88	65	
74	を	を	121	108	72	62	89	68	
76		59	に改め、同表2級の欄中	112	74	64	90	69	
78		62		116	76	66	91	70	
80		65		120	77	68	に改め、別表第二十九	71	
82	65	68		を	78	70	に、		
84	66	70		94	79	72		81	
に改	67	72		96	に	74		82	
	68	74		98		76			58

附則

1 (施行期日等) この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

2 (経過措置) 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定によ

55	45	50	47	40	別表第七の一の表2級の欄中	34	34	35	35	35	36	36	36	37	37	38	38	39	39
56	46	51	48	を		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38	に、	38	39	39
56	46	に改め、別表第七の二の表2級の欄中	49	33		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
57	46		49	34		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
57	47		50	34		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
58	47		50	34		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
58	47		51	34		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
59	48		51	35		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
59	48		52	35		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
60	48		を	35		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
を	49		45	36		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
41	50		46	36		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
42	51		46	36		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
42	52		47	37		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
42	53		47	38		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
42	53		47	39		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
43	54		48	に、		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
43	54		48			34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
43	55		49	46		34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39
44	45					34	34	35	35	36	36	36	37	37	38		38	39	39

る号給が改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(採用給与課)

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二十七号
市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

64	65	89	68	別表第八の一の表1級の欄中	53	44	-
66	68	90	69	に改め、別表第八の二の表1級の欄中	54	44	-
68	69	91	70	に、	54	45	-
70	70		71		55	45	-
72	71		71		55	46	-
74	72		72		56	46	-
76	74		74		56	47	-
78	76		76		57	47	-
80	78		78		58	48	-
82	80		80		59	48	-
84	82		82		62	49	-
85	84		84		64	49	-
86	86		86		66	50	-
87	を	50	90	を	68	50	-
		52			70	51	-
	に改める。	54	を			51	-
		56	82			52	-
		59	84		59	52	-
		62	86		62	53	-
			88		65		-

附 則

- 1 (施行期日等)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。
(経過措置)
- 2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受

ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
(採用給与課)

福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二十八号
福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する規則の一部を改正する規則

福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する規則(昭和四十六年福島県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五」を「第二十八条の四」に改める。

附 則

(採用給与課)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の定年等に関する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二十九号
職員の定年等に関する規則

職員の定年等に関する規則(昭和五十九年福島県人事委員会規則第十七号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 定年制度(第二条―第六条)
- 第三章 管理監督職務上限界年齢制(第七条―第十四条)
- 第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十五条―第十九条)
- 第五章 雑則(第二十条)

附 則
第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第三号。以下「条例」という。)第四条第五項、第六条第四号、第九条第三項及び第十二条から

第十四条までの規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 定年制度

(定年に達している者の任用の制限)

第二条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「退職手当条例」という。)第九条の二第一項に規定する特定公庫等職員になつてゐるもの(これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該職に係る定年退職日(条例第二条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)以前に採用する場合は、この限りではない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員(条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。)を特別の事情により昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りではない。

3 任命権者は、勤務延長職員を他の職へ昇任し、降任し、又は転任(併任を除く。)させる必要がある場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。この場合の人事委員会の承認は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行うものとする。

(勤務延長等に係る職員の同意)

第三条 条例第四条第三項及び第四項に規定する職員の同意は、書面によつて行うものとする。

(異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務期間延長の期限の延長の承認)

第四条 条例第四条第一項ただし書及び同条第二項に規定する人事委員会の承認は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には、前条の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

(勤務延長等に係る辞令の交付)

第五条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて辞令の交付に代えることができる。

- 一 職員が定年退職(条例第二条の規定により退職することを含む。)をする場合
- 二 勤務延長を行う場合
- 三 勤務延長の期限を延長する場合
- 四 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- 五 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではな

くつた場合

六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(勤務延長に関する報告)

第六条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職に含まれる職)

第七条 条例第六条第四号に規定する人事委員会規則で定める職は、同条第一号から第三号までに規定する職に相当する職として人事委員会が認める職とする。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第八条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めてゐるものとみなす。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第九条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校の校長、副校長及び教頭とする。

(条例第九条第三項又は第四項の規定による任用)

第十条 条例第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十一条 条例第十条に規定する職員の同意は、書面によつて行うものとする。

(異動期間延長の期限の延長の承認)

第十二条 条例第九条第二項又は第四項に規定する人事委員会の承認は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には、前条の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

(降任等に係る辞令の交付)

第十三条 任命権者は、条例第八条第一項に規定する他の職への降任等を行う場合には、職員に辞令を交付して行わなければならない。

- 2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。
- 一 条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合
- 二 異動期間の期限を繰り上げる場合
- 三 条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督

職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に関する報告)

第十四条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第十五条 条例第十二条又は条例第十三条第一項の規定による採用(以下「定年前再任用」という。)を行うに当たっては、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 条例第十二条に規定する年齢六十一年以上退職者が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として、定年前再任用に關し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者への勤務条件の明示及び定年前再任用希望者の同意)

第十六条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下この条及び次条において「定年前再任用希望者」という。)に定年前再任用に係る勤務条件を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した勤務条件の内容を変更する場合も同様とする。

2 前項における定年前再任用希望者の同意は、書面によって行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第十七条 条例第十二条及び条例第十三条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経歴又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る辞令の交付)

第十八条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第二号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

一 定年前再任用を行う場合

二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第十二条又は条例第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)が当然に退職する場合

(定年前再任用に関する報告)

第十九条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年の五月一日以後の一年間における定

年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第五章 雑則

(この規則の実施に關し必要な事項)

第二十条 この規則の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第十六条の規定による定年前再任用の手続及び附則第八条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(職員の再任用に関する規則の廃止)

第三条 職員の再任用に関する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第十号)は、廃止する。

2 職員の再任用に関する規則第六条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第四条 年齢六十一年(職員の定年等)に関する条例の一部を改正する条例(令和四年福島県条例第五十七号。以下「令和四年改正条例」という。)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第三号。以下「旧条例」という。)第三条第二号に掲げる職員にあつては同号に定める年齢。以下、この条において「年齢六十一年等」という。)に達する日の属する年度の前年度に条例第六項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができな職員として条例で定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、条例で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

2 条例附則第六項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第一号から第三号までに掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十一年等に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。

一 法第二十八条の二から第二十八条の五までの規定による管理監督職務上限年齢による降任等に関する情報

二 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

三 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)附則第十五項から第二十四項までの規定による年齢六十一年等に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

四 退職手当条例附則第十四項から第十七項までの規定による当該職員が年齢六十一年等に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第二十八条の六

第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、条例附則第六項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

三 任命権者は、条例附則第六項の規定により職員の仕事の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

四 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

二 年齢六十等に達する日以後の退職の意思

三 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

四 そのほか任命権者が必要と認める事項

(令和四年改正条例附則第二条第一項の規定による勤務についての準用)

第五条 第二条第二項及び第三項並びに第三条から第六条までの規定は、令和四年改正条例附則第二条第一項の規定による勤務について準用する。

(令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職及び職員等)

第六条 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(令和四年改正条例附則第二条第二項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

二 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

三 第二条第二項ただし書及び第三項の規定は、令和四年改正条例附則第二条第二項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(暫定再任用の原則)

第七条 暫定再任用(令和四年改正条例附則第三条第一項第四号に規定する暫定再任用をいう。この条から第十二条まで同じ。)を行うに当たっては、法第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

二 定年退職者等が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として、暫定再任用に關し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用希望者への勤務条件の明示)

第八条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者(以下この条及び次条において「暫定再任用希望者」という。)

に暫定再任用に係る勤務条件を明示するものとする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第九条 令和四年改正条例附則第三条から第六条までに規定する人事委員会規則で定める情報は、暫定再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況に示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(暫定再任用職員の任期の更新に係る同意)

第十条 令和四年改正条例附則第三条第五項に規定する暫定再任用職員(令和四年改正条例附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次条において同じ。)の同意は、書面によって行うものとする。

(暫定再任用に係る辞令の交付)

第十一条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第三号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

一 暫定再任用を行う場合

二 暫定再任用職員の任期を更新する場合

三 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

(暫定再任用に關する報告)

第十二条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年の五月一日以後の一年間における暫定再任用及び暫定再任用の任期の更新の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第十三条 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(条例第十二条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。))を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職員が占める職と同種の職を占めているものとした場合における条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

二 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

三 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職

員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年再任用短時間勤務職員とする。

(採用給与課)

福島県市町村立学校職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第三十号

福島県市町村立学校職員の定年等に関する規則

福島県市町村立学校職員の定年等に関する規則(昭和五十九年福島県人事委員会規則第十八号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 定年制度(第二条―第六条)
- 第三章 管理監督職務上限年齢制(第七条―第十四条)
- 第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十五条―第十九条)
- 第五章 雑則(第二十条)

附則 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第三十号。以下「条例」という。)第五条第五項、第六条第三号、第九条第三項及び第十二条から第十四条までの規定に基づき、市町村立学校職員(条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 定年制度

(定年に達している者の任用の制限)

第二条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて市町村立学校職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「退職手当条例」という。)第九条の二第一項に規定する特定公庫等職員になつていないもの(これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該職に係る定年退職日(条例第三条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)以前に採用する場合は、この限りではない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している市町村立学校職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員(条例第五条第一項又は第二項の規定

により引き続き勤務している市町村立学校職員をいう。以下同じ。)を特別の事情により昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りではない。

3 任命権者は、勤務延長職員を他の職へ昇任し、降任し又は転任(併任を除く。)させる必要がある場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならぬ。この場合の人事委員会の承認は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行うものとする。

(勤務延長等に係る市町村立学校職員の同意)

第三条 条例第五条第三項及び第四項に規定する市町村立学校職員の同意は、書面によつて行うものとする。

(異動期間が延長された管理監督職を占める市町村立学校職員の勤務延長の承認及び勤務延長の期限の延長の承認)

第四条 条例第五条第一項ただし書及び同条第二項に規定する人事委員会の承認は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には、前条の市町村立学校職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

(勤務延長等に係る辞令の交付)

第五条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村立学校職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて辞令の交付に代えることができる。

- 一 市町村立学校職員が定年退職(条例第三条の規定により退職することをいう。)をする場合
- 二 勤務延長を行う場合
- 三 勤務延長の期限を延長する場合
- 四 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- 五 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなつた場合
- 六 勤務延長の期限の到来により市町村立学校職員が当然に退職する場合

(勤務延長に関する報告)

第六条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度に定年に達した市町村立学校職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第三章 管理監督職務上限年齢制

(管理監督職に含まれる職)

第七条 条例第六条第三号に規定する人事委員会規則で定める職は、同条第一号及び第二号に規定する職に相当する職として人事委員会が認める職とする。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)

第八条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める市町村立学校職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める市町村立学校職員

となる場合は、当該他の管理監督職を占める市町村立学校職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第九条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、市町村立学校の校長、副校長及び教頭とする。

(条例第九条第三項又は第四項の規定による任用)

第十条 条例第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める市町村立学校職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる市町村立学校職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る市町村立学校職員の同意)

第十一条 条例第十条に規定する市町村立学校職員の同意は、書面によって行うものとする。

(異動期間延長の期限の延長の承認)

第十二条 条例第九条第二項又は第四項に規定する人事委員会の承認は、人事委員会が別に定める様式による申請書によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、前条の市町村立学校職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

(降任等に係る辞令の交付)

第十三条 任命権者は、条例第八条に規定する他の職への降任等を行う場合には、市町村立学校職員に辞令を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村立学校職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。

一 条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合

二 異動期間の期限を繰り上げる場合

三 条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職務上限年齢が当該市町村立学校職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達していない市町村立学校職員となつた場合

(異動期間の延長に関する報告)

第十四条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める市町村立学校職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第十五条 条例第十二条又は条例第十三条第一項の規定による採用(以下「定年前再任

用」という。)を行うに当たっては、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 条例第十二条に規定する年齢六十一年以上退職者が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として、定年前再任用に關し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者への勤務条件の明示及び定年前再任用希望者の同意)

第十六条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下この条及び次条において「定年前再任用希望者」という。)に定年前再任用に係る勤務条件を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した勤務条件の内容を変更する場合も同様とする。

2 前項における定年前再任用希望者の同意は、書面によって行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第十七条 条例第十二条及び条例第十三条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る辞令の交付)

第十八条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村立学校職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第二号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

一 定年前再任用を行う場合

二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第十二条又は条例第十三条第一項の規定により採用された市町村立学校職員をいう。以下同じ。)が当然に退職する場合

(定年前再任用に関する報告)

第十九条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年の五月一日以後の一年間における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第五章 雑則

(この規則の実施に關し必要な事項)

第二十条 この規則の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第十六条の規定による定年前再任用の手続及び附則第八条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(福島県市町村立学校職員の再任用に関する規則の廃止)

第三条 福島県市町村立学校職員の再任用に関する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第十一号)は、廃止する。

2 福島県市町村立学校職員の再任用に関する規則第六条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第四条 年齢六十年に達する日の属する年度の前年度に条例附則第四項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員として条例で定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、条例で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

2 条例附則第四項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第一号から第三号までに掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。

一 法第二十八条の二から第二十八条の五までの規定による管理監督職務上限年齢による降任等に関する情報

二 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

三 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)附則第十項から第十六項までの規定による年齢六十年に達した日以後における最初の四月一日以後の当該市町村立学校職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

四 退職手当条例第十四項から第十七項までの規定による当該市町村立学校職員が年齢六十年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該市町村立学校職員が当該退職をした日に法第二十八条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、条例附則第四項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

3 任命権者は、条例附則第四項の規定により市町村立学校職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

4 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- 一 引き続き常時勤務を要する職を占める市町村立学校職員として勤務する意思
- 二 年齢六十年に達する日以後の退職の意思
- 三 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- 四 そのほか任命権者が必要と認める事項

(令和四年改正条例附則第二条第一項の規定による勤務についての準用)

第五条 第二条第二項及び第三項並びに第三条から第六条までの規定は、福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年福島県条例第八十

九号。以下「令和四年改正条例」という。)附則第二条第一項の規定による勤務について準用する。

(令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職及び市町村立学校職員等)

第六条 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(令和四年改正条例附則第二条第二項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正条例による改正前の福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第三十号。以下「旧条例」という。)第四条に規定する定年)を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める市町村立学校職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年)に達している市町村立学校職員とする。

3 第二条第二項ただし書及び第三項の規定は、令和四年改正条例附則第二条第二項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(暫定再任用の原則)

第七条 暫定再任用(令和四年改正条例附則第三条第一項第四号に規定する暫定再任用をいう。この条から第十二条まで同じ。)を行うに当たっては、法第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として、暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用希望者への勤務条件の明示)

第八条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者(以下次条において「暫定再任用希望者」という。)に暫定再任用に係る勤務条件を明示するものとする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第九条 令和四年改正条例附則第三条から第六条までに規定する人事委員会規則で定める情報は、暫定再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - 二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- (暫定再任用職員の任期の更新に係る同意)

第十条 令和四年改正条例附則第三条第五項に規定する暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次条において同じ。）の同意は、書面によって行うものとする。

（暫定再任用に係る辞令の交付）

第十一条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村立学校職員に對し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第三号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

一 暫定再任用を行う場合

二 暫定再任用職員の任期を更新する場合

三 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

（暫定再任用に関する報告）

第十二条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年の五月一日以後の一年間における暫定再任用及び暫定再任用の任期の更新の状況を人事委員会に報告しなければならない。（令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第十三条 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（条例第十二条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める市町村立学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職員が占める職と同種の職を占めているものとした場合における条例第四条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第三十一条

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「第二十八条の五」を「第二十二條の四」に改める。

附則に次の一項を加える。

14 職員の給与に関する条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料を支給される職員についての第十五条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料の額との合計額」とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（採用給与課）

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第三十二条

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十四年福島県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第三十四条第三号及び」を「第三十四条、第三十五条第二号及び」に、

「一任期付短時間勤務職員」を「一「条例任期付短時間勤務職員」に、「及び第三十三条の十一」を「第三十三条の十一及び第三十四条」に、「得た額、任期付短時間勤務職員」を「得た額、条例任期付短時間勤務職員」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、

「及び第四十条の四第二号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び条例任期付短時間勤務職員」と、給与支給規則第四十条の四第二号中「及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「一、任期付短時間勤務職員及び条例任期付短時間勤務職員」に、「第三十四条第三号中」を「第三十五条第二号中」に、「常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員」を「及び任期付短時間勤務職員」に、「常時勤務の者、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「一、任期付短時間勤務職員及び条例任期付短時間勤務職員」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（採用給与課）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（採用給与課）

職員の給与に関する条例附則第十七項等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第三十三号

職員の給与に関する条例附則第十七項等の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。)附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第三号)第六条に規定する職をいう。
- 二 異動期間 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の二第一項に規定する異動期間(法第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。
- 三 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第十七項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第一項特例任用職員(法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。
- 四 特定日 条例附則第十五項に規定する特定日をいう。
- 五 降格 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号。以下「初任給規則」という。)第二条第四号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- 六 初任給基準異動 条例第三条第一項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第九、別表第十及び別表第十二から別表第十六までに定める初任給基準表(第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- 八 降号 初任給規則第二条第五号に規定する降号をいう。
- 九 上限額 条例第三条の二第三項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)

第十条第一項又は第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(条例附則第十七項及び第十九項の人事委員会規則で定める職員)

第三条 条例附則第十七項及び第十九項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)又は警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日又は条例附則第十九項に規定する任命をされた日(以下この条において「任命日」という。)以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日又は任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
 - エ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
 - 二 異動日の前日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員
- (他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第二十一項の規定による給料の支給)
- 第四条** 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、第二号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)(以下この条において「第四条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規

定の適用を受ける職員を除く。)を、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第四号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が二回以上あった場合)にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第四号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額(降格又は降号を二回以上した場合)にあっては、それぞれの当該差額の合計額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項

の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料の支給)

第五條 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(法第二十八條の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合)における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額) (以下この項において「第五条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。)

には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六條 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったもの)にあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額) (以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号アに掲げる職員以外)にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。))には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)

仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が二回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基

礎給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が二回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基

準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合」の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料

月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第二十二項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の日の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のもの）をいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - 三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - 四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- 第八条** 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）（以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。
 - 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - 二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員
 - 三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

- 四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- 第九条** 特例任用期間降格等職員に対する条例附則第二十二項の規定による給料の支給（特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。
- 一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日その者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
 - 二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日その者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日まで当該給料表異動が適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
 - 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎

給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第二条第三号に規定する昇格をした職員

二 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する条例附則第二十二項の規定による給料の支給）

第十条 初任給規則第十四条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして条例附則第十五項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを

を百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあっては特定日）以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となつた日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。

一 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者であつて、人事交流等により引き続き初任給規則第十四条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

二 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員

三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

四 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

五 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第十一条 条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（採用給与課）

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第十二項等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第三十四号

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第十二項等の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号。以下「条例」という。）附則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福島県条例第三十号）第六条に規定する職をいう。
- 二 異動期間 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二第一項に規定する異動期間（法第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- 三 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等とされた学校職員であつて、条例附則第十二項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める学校職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める学校職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。
- 四 特定日 条例附則第十項に規定する特定日をいう。
- 五 降格 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号。以下「初任給規則」という。）第一条第二項の規定によりその例によるものとされる初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）第二条第四号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- 六 初任給基準異動 条例第四条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第三から別表第六までに定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- 八 降号 初任給規則第一条第二項の規定によりその例によるものとされる初任給、

昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）第二条第五号に規定する降号をいう。

九 上限額 条例第四条の二第三項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項又は第十七条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしていない職員にあつては、当該給料月額に条例第十条の規定によりその例によるものとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（条例附則第十二項の人事委員会規則で定める学校職員）

第三条 条例附則第十二項の人事委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる学校職員
 - ア 異動日以後に初任給基準異動をした学校職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした学校職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。）
 - エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員
 - 二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた学校職員
- （他の職への降任等をされた学校職員に対する条例附則第十四項の規定による給料の支給）
- 第四条** 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員となり、特定日に条例附則第十項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる学校職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる学校職員となつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号アに掲げる学校職員以外の学校職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）（以下この条において「第四条

基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員(第三項の規定の適用を受ける学校職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる学校職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした学校職員(第四号に掲げる学校職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした学校職員(第四号に掲げる学校職員を除く。) 異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額の合計額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。)

次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員 異動日の前日その者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる学校職員以外の学校職員 異動日の前日その者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員 異動日の前日その者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であつて同項第五号に掲げる学校職員に該当する学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であるものとし、当該学校職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに

規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員(前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第十四項の規定による給料の支給)

第五条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、異動日に給与条例附則第十項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日までの間のその者に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)(以下この項において「第五条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する学校職員を除く。)には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員が受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員となり、異動日に条例附則第十項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる学校職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる学校職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号アに掲げる学校職員以外の学校職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)(以下この条において「第六条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員(第三項の規定の適用を受ける学校職員を除く。))を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる学校職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした学校職員(第四号に掲げる学校職員を除く。)

仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日

の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（学校職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした学校職員（第四号に掲げる学校職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員 次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる学校職員以外の学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員 又は人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

る額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であつて、第五号に掲げる学校職員に該当する学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該学校職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員（前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。（降任等相当給料表異動をした学校職員に対する条例附則第十五項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の日の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした学校職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした学校職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第十項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）（以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の

給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、条例附則第十項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした学校職員

二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした学校職員

三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員

又は人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第十項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）（以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員

のうち、条例附則第十項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした学校職員

二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）又は降号をした学校職員

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員

又は人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員

第九条 特例任用期間降格等職員に対する条例附則第十五項の規定による給料の支給

（特例任用期間降格等職員）
 法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた学校職員又は給料表異動により当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となつた学校職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第十項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日その者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした学校職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける学校職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日その者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員

となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、条例附則第十項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第一条第二項の規定によりその例によるものとされる初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)第二条第三号に規定する昇格をした学校職員

二 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした学校職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格(学校職員から書面による同意を得て行うものを除く。)又は降号をした学校職員

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員

五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員

第十条 初任給規則第一条第二項の規定によりその例によるものとされる初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)第十四条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された学校職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条にお

いて同じ。)前に学校職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第十項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(人事交流等職員となつた日が六十歳に達した日以後における最初の四月一日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に当該学校職員であつたものとして条例附則第十項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に学校職員となつたものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員には、人事交流等職員となつた日(特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日)以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となつた日が仮定特定日以後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、条例附則第十項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

一 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者であつて、人事交流等により引き続き初任給規則第一条第二項の規定によりその例によるものとされる初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)第十四条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

二 人事交流等職員となつた日以後に給料表異動等をした学校職員

三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格又は降号をした学校職員

四 人事交流等職員となつた日(特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日)以後に育児短時間勤務等をした学校職員

五 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された

学校職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員

(この規則により難い場合の措置)

第十一条 条例附則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の学校職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、条例附則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(採用給与課)